

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	14	担当課	生涯学習課
1 事業名	うの花音楽祭事業（文化振興事業）		
2 総括評価 今後の課題	出演者及び来場者のニーズを把握し、例年同様の内容にならないよう実施します。また、学習成果をボランティア活動に活かす等の地域課題解決につながるような取り組みの一環となれば良いと考えます。 平成29年度は平成28年度より4団体増え、さらに、子どもの団体が2つ参加するなど幅広い年齢層が参加しました。出演者及び来場者、共に町内のみと限定していないため、事業の目的でもある町内外の人との交流につながりました。 本事業をきっかけとして、来場者をいかに継続した音楽活動につなげるかが今後の課題です。		
3 事業の背景	元来、文化協会主催のコーラス発表会（プロムナードコンサート）として実施していた事業でしたが、主たるグループが文化協会から脱会したため、事業を町が文化振興事業の1つとして実施しています。		
4 事業の目的	音楽を生涯学習活動としている方々に、日頃の活動の成果を発表できる場を提供するとともに、町内外の人との交流や異世代間のつながり作りを促します。また、来場者の音楽活動（コーラス）を始めるきっかけづくりに寄与することも目的の一つです。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第22条、教育基本法第3条、教育基本法第12条		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	合唱団が自らの力で活動を企画・運営し、自立した社会参加活動を促すために実施するものです。 東浦町コーラス連盟への委託事業として開催します。 【日時】 平成29年12月3日（日） 午後1時30分から午後5時30分まで 【場所】 文化センター ホール 【参加者】出演コーラスグループ10団体（185名） 来場者 390名 【内容】 各グループが3から5曲を発表し、合同で2曲を合唱する。 【東浦町コーラス連盟】 構成員：コーロ・ドマーニ始め3団体（町内の合唱グループを中心とした団体） 【委託内容】 ①企画・立案・運営 ②事業計画の提出 ③事業報告書の提出		
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	平成27年度 180,000円 平成28年度 180,000円 平成29年度 180,000円	委託金 出演グループ数 7団体（131名） 6団体（88名） 10団体（185名）	来場者 340名 307名 390名
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算				
			480	480	対前年比(%)	480	対前年比(%)	480	対前年比(%)				
支 出	事 業 費	委託費	180	180	100.0%	180	100.0%	180	100.0%				
					0		0		0				
					0		0		0				
		その他			0		0		0				
		合 計	180	180	100.0%	180	100.0%	180	100.0%				
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○	普通		低い			
			③事業効果が高い。			高い	○	普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○	改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当		改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			適切	○	改善の余地あり					
12 評価の理由			② 活動者主体で実施できる可能性が高い事業ですが、音楽を生涯学習活動としている住民が、日ごろの活動の成果を発表できる場を提供し、活動を充実させる必要があります。										
			③ 文化センター事業として、町内外や年齢を問わず学習機会の確保や学習成果の発表ができる場を広く提供しています。										
			④ 町内外や年齢を限定せず実施している事業ですが、出演者の固定化、来場者の年齢の偏り等があるため、住民が幅広く参加でき、また興味関心を持ってもらえるような内容に改善する余地があります。										
			⑤ 受益者負担はありません。										
			委託形式により、自主的な活動を促すことができ、生涯学習活動にさらなる付加価値を持たせることができると考えますが、現状は委託者と行政が協働している業務や行政主導で委員会等を行っている部分があるため、委託方法等について検討する余地があります。										
13 事業を		拡大した場合	有名な歌手等をゲストとして招くことで、住民の興味関心を引き、来場者の増加につながります。この場合、受益者に負担金を求めることも考えられます。また、町財政負担の増加や場合によっては会場の収容人数不足になると考えられます。										
		縮小・廃止した場合	現状に比べ、出演者(受託者)自身の主導で積極的に企画立案及び運営をすることになるため、受託者の自由な発想で事業が行え、より効果的な生涯学習の推進につながると考えますが、事業費が賄えず、出演者等の実費負担分が増加することにより、出演者の減少に繋がりがねません。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止		

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	15	担当課	生涯学習課
1 事業名	ジュニアリーダー育成事業		
2 総括評価 今後の課題	小学生の会員は多いですが、中学生になると部活等が忙しく、退会する子どもが多いため、指導者（リーダー）になるための育成が途中で終わってしまうのが現状です。このため、指導者不足にもつながっています。また、目的が「人材育成」のため、事業の評価がしにくいのと同時に、長期的な関わりがないと成果が見えにくい事業でもあります。具体的な目的目標を立て活動を行うことで、子どもたち自身に成長を感じてもらい、継続した活動につながるよう、運営内容を見直すことが必要であると考えます。		
3 事業の背景	青少年の健全育成には、青少年が地域社会の中で異なる年齢や地域の人たちと触れ合いながら団体活動や地域活動を通して社会の一員として関わるのが重要です。		
4 事業の目的	（１）体験の場と様々な人との関わりの場を提供し、青少年グループリーダーの育成を推進します。 （２）ジュニアリーダーと地域とのつながりを深め、豊かな人間関係と思いやりの心を育みます。 （３）将来の地域の活動の担い手を育成します。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	青少年健全育成基本法 青少年育成施策大綱 愛知県生涯学習推進計画 （第5次東浦町総合計画）		
6 関連事業	—		
7 具体的な 実施内容	小学校4年生から中学校3年生を対象に参加者を募集し、シニアリーダー及び指導者を中心に、月1回の定例会を通して、ジュニアリーダーの育成を行っています。 【平成29年度実績内容】 会員数：29名 活動内容 5月：ジュニアリーダーの目的説明。アイスブレイキング。自己紹介 6月：静電気について学び、静電気を溜める装置の工作 7月：8月のキャンプに向け調理実習。飯盒炊飯と豚汁を調理 8月：小川村にてキャンプ。1日目 テント張り、野外調理。天文台にて星の観察。2日目 小川村小学生と交流。そば打ち体験 9月：体験発表。半期で行ったことをまとめて、発表の練習 10月：盲導犬の周知活動。産業まつりに向けバルーンアートの作成練習 11月：産業まつりにて活動発表。盲導犬の募金活動のボランティア 12月：伝統文化体験 コマ、けん玉作り 1月：職場体験 2月：救命講習 3月：1年間の振り返りを作成 募集方法：広報、ホームページ、各小学校3年生から6年生にチラシ配布 指導者：ジュニアリーダー経験者1名、ボーイスカウト経験者1名 ボランティア：高校生1名		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	H27年度：会員数 35名 H28年度：会員数 20名 H29年度：会員数 29名		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			1,099	1,026	対前年比(%)	1,083	対前年比(%)	1,151	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	報償費	103	85	82.5%	90	105.9%	110	122.2%			
		借上料	316	261	82.6%	296	113.4%	334	112.8%			
		需用費	16	11	68.8%	30	272.7%	38	126.7%			
		その他	4	9	225.0%	7	77.8%	9	128.6%			
		合 計	439	366	83.4%	423	115.6%	491	116.1%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い			
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり					
12 評価の理由			② 年齢や居住区を越えた関わりを持つことのできる団体であり、行政の関与により学校や地域と連携した取り組みができると考えます。									
			③ 小学生の新メンバーの登録はありますが、中学生になると部活等で忙しくなり退会する子どもが多く、指導者(リーダー)の育成ができていません。しかし、多種多様な活動を通じた人間形成には必要な事業と考えます。									
			④ 指導者2人が看る子どもの数は35人程度が適当であるため、登録者数を増やすのであれば指導者の確保充実が課題となります。このため、現状の規模が妥当と考えます。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 子ども会の機能が失われつつある現在、行政が機会を提供するという運営手法は適当であると考えます。ボランティア活動を中心に各地区で活躍できる人づくりに繋がる事業を考える必要があります。									
13 事業を		拡大した場合	大規模な行事の開催が可能となります。しかし、指導者の人数が不足しているため、運営は難しいと考えます。									
		縮小・廃止した場合	小人数制によるきめ細かいジュニアリーダー育成ができます。しかし、指導者謝金を含め、定例会に係る経費等を自己負担してもらうことになるため、会員の減少が考えられます。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	16	担当課	生涯学習課
1 事業名	ミュージックフェスティバル事業		
2 総括評価 今後の課題	青少年の集団活動、居場所づくりとしては重要な事業です。 出演者及び来場者のニーズを把握し、例年同様の内容にならないよう検討する必要があるため、イベント終了後にアンケート結果を元に来年度の改善事項等を実行委員会で話し合っています。文化センター全体を利用し音楽に触れていただく場を設けて、青少年と地域住民が協働して行っている数少ない事業のため、中学校や高校等へ積極的に周知活動を行い、ボランティアスタッフ等を募ることで、事業を活性化させたいと考えます。		
3 事業の背景	青少年の健全育成には、団体活動や地域活動を通じて社会の一員としてかかわることが重要であり、青少年が地域等における各種イベントなどの企画・運営等に参加できる機会を確保していくことが求められます。		
4 事業の目的	青少年が自らの力で活動を企画し、協力や努力をして何かを成し遂げる体験をすることにより、自立し、創造する青少年の育成及び青少年の社会参加活動の推進を図ることを目的としています。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	子ども・若者育成支援推進法 青少年育成施策大綱 愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	プレイベント(役場ロビーコンサート) 平成29年8月16日 午後5時30分から午後7時00分		
7 具体的な 実施内容	青少年が自らの力で活動を企画・運営するよう、青少年らで組織するミュージックフェスティバル実行委員会に事業委託し、自立した社会参加活動を促すために実施するものです。また、日頃の練習成果を発表する場でもあります。 当日の演奏だけでなく、前日の準備（音楽機材等の設置や会場作り等）や片付けについて実行委員会と公募により応募のあったスタッフが共同で行い、青少年が自主的に参加しています。 【平成29年度実施内容】 日時：平成29年8月20日（日） 午後0時30分から午後6時00分まで 場所：文化センター ホール 出演者：公募により集まった12組 内容：各出演者が25分程度で演奏を行う。（ダンス、バンド演奏） 来場者：約350名 ミュージックフェスティバル実行委員会 構成員：町内の音楽愛好家 3名 委託内容 企画・運営・実施（ポスター、プログラムの作成（デザイン構成含む）及び購入、会場設営及び撤去等） 運営スタッフ：町広報及びホームページに掲載して公募しています。 対象：町内在住、在勤の高校生以上		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	<平成27年度> 予算(委託金)350,000円、出演者：9組、来場者約200名 <平成28年度> 予算(委託金)350,000円、出演者：9組、来場者約200名 <平成29年度> 予算(委託金)350,000円、出演者：12組、来場者約350名		
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			600	590	対前年比(%)	590	対前年比(%)	590	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	委託料	360	350	97.2%	350	100.0%	350	100.0%			
					0		0		0			
					0		0		0			
		その他			0		0		0			
		合 計	360	350	97.2%	350	100.0%	350	100.0%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部		○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い		普通				低い
			③事業効果が高い。			高い		○ 普通				低い
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当		○ 改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当		改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。			適切		○ 改善の余地あり				
12 評価の理由			② 青少年が主体で実施しており、リーダー育成が図られる、また、青少年が活躍できる場・居場所となる場を提供するため、行政関与の必要性が高いと考えます。									
			③ 音楽のみならずダンスやバンドのユニット企画等も実施し、入場者もやや増加しました。また、同じバンドが定着化していることは、成果の発表の場及び居場所の提供にはつながっていると考えます。									
			④ 来場者が出演者の関係者に偏っています。広く興味関心を持ってもらえるよう企画運営に改善する必要があります。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 自主的な活動を促すことができますが、現状は委託者と行政が協働して開催しています。今後さらに自立を促します。									
13 事業を		拡大した場合	町財政負担の増加や場合によっては会場の収容人数不足になると考えられます。									
		縮小・廃止した場合	事業費を賄えず、出演者等の実費負担により事業を実施することになるため、出演者の減少に繋がる可能性があります。									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	17	担当課	生涯学習課												
1 事業名	家庭教育事業														
2 総括評価 今後の課題	各小学校で行う家庭教育事業は保護者全体から見た参加率は低いものの、社会的課題と関係する重要な支援策の一つです。住民のみなさんのニーズに応えられる内容に変えていくことにより、事業対象者を拡大することもでき、参加者の増加にも繋がります。														
3 事業の背景	核家族化や少子化による子育て経験の減少、地域のつながりの希薄化等から家庭が孤立したり、また労働条件の変化といった社会的な要因により、家庭教育が困難になっている現状があります。こうした課題に対応するため、保護者への支援が求められています。														
4 事業の目的	親子のコミュニケーションづくりを推進し、思いの伝え方、受け取り方等を保護者が学ぶことで、健全な親子関係の育成に寄与します。 就学前や小学生の子育て家庭が抱える課題解決に向けて、家庭教育に関する知識・技術の向上を目指した学習機会を提供することで、家庭の教育力向上を推進します。														
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第10条、社会教育法第3条、愛知県生涯学習推進計画														
6 関連事業	親子ふれあい事業														
7 具体的な 実施内容	家庭教育講座 【講師】 親業インストラクター 【実施目的】 ・保護者を対象に、よりよい親と子のコミュニケーションのあり方を学ぶ研修です。 ・親子の対話力を高める実習を取り入れた講演内容で実施します。 【実施対象者】 小学校の保護者及び教師（各小学校で実施） ※基本的には1年生の保護者を対象としています。 【実績】 7小学校で実施 受講者166名 親業訓練入門講座 ・家庭教育講座に関連し、さらに学びを希望する保護者に開催します。 ・親と子のコミュニケーションを手がかりに子供の自立を考えます。 ①さき上手な親（聴き方のトレーニングをします。） ②気持ちの伝え方（自分でやる子に育てるための方法を学びます。） 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4を定員で除した額 【対象者】 保育園・幼稚園・小学校の子どもの親 【実績】 全4回講座 受講者13人														
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	<table><thead><tr><th></th><th>家庭教育講座</th><th>親業訓練入門講座</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成27年度</td><td>173人</td><td>1講座 12人</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>200人</td><td>1講座 11人</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>166人</td><td>1講座 13人</td></tr></tbody></table>				家庭教育講座	親業訓練入門講座	平成27年度	173人	1講座 12人	平成28年度	200人	1講座 11人	平成29年度	166人	1講座 13人
	家庭教育講座	親業訓練入門講座													
平成27年度	173人	1講座 12人													
平成28年度	200人	1講座 11人													
平成29年度	166人	1講座 13人													
9 特記事項	—														

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			573	587	対前年比(%)	589	対前年比(%)	607	対前年比(%)			
支 出	事業費	報償費	239	255	106.7%	255	100.0%	274	107.5%			
					0		0		0			
					0		0		0			
		その他			0		0		0			
		合 計	239	255	106.7%	255	100.0%	274	107.5%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い			
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			適切	○ 改善の余地あり					
12 評価の理由			② 家庭教育の取り組みにおいて、具体的な支援活動の企画や運営、子育てネットワーカー等 ② 地域人材による活動をコーディネートしたり、学校や専門家等と連携をする等、行政だ からこぞ担える役割があります。									
			③ 事業効果が顕著に分かる事業ではなく、長い目で支援していくことが効果に繋がると考え ます。親業訓練講座受講後に受講者でサークル活動をしている方もいます。									
			④ 親の育ちを応援することが家庭教育支援の基本的な方向性ですが、子どもの成長発達につ れて家庭教育の課題は変化します。現在の事業内容は小学生の子を持つ親向けになってお り、学齢期や青年期に至るまでの支援ができるのが望ましいと考えます。									
			⑤ 家庭教育講座については、受益者負担金はありませんが、親業訓練講座は受講者が事業費 の3/4を負担しているため妥当です。									
			⑥ 現在、行政が企画運営していますが、企業やNPO等の民間セクターも家庭教育支援取り 組みの担い手としてあげることができるため、改善の余地があります。									
13 事業を		拡大した場合	幼児期、学齢期、青年期等まで事業対象者を広げることで、家庭教育支援を必要としてい る様々な世代に対応することができますが、財政負担が大きくなります。									
		縮小・廃止 した場合	平成24年度から平成25年度に事業を縮小しており、さらなる縮小または廃止は、小学生 の保護者に対する家庭教育の場が減ることとなり、家庭の教育力の低下にもつながります。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	18	担当課	生涯学習課
1 事業名	東浦町高齢者教育事業		
2 総括評価 今後の課題	高齢者が運営委員となって企画・運営することにより、高齢者の社会参加につながるともに、地区のニーズに合った教室の開催が可能になっていますが、地区によって行政への依存度や委託金の使い方等にばらつきがあります。平成25年度事業仕分けにおいて「廃止」と判定された事業ですが、高齢者の社会参加や、生きがいきっかけづくりからのまちづくりに繋がり、ひきこもりや認知症予防等の効果も期待できるため、今後も継続します。また、その他にも生涯学習講座の一環とした高齢者向けの講座を企画していきます。		
3 事業の背景	生涯学習の一環として、幅広い年代の学習機会の提供が地方公共団体の責務です。また、これまで勤労者の方は、地域社会とのかかわりが希薄なことが多かったですが、退職され、時間に余裕が出てきた方に、再び、地域社会への参加の機会を提供する必要があります。		
4 事業の目的	高齢者が、学習活動を自ら企画・運営を行うことで、自由で広範な学習を行うことができ、これにより、生きがいの創出、仲間づくり、社会参加を促すことを目的としています。このため、本事業を、東浦町老人クラブ連合会に委託することにより、コミュニティ単位で開催することができます。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第3条第12条、社会教育法2条、高齢社会対策基本法、高齢社会対策大綱、生涯学習振興法、愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	文化センター講座、地区コミュニティセンター等講座		
7 具体的な 実施内容	講座の企画及び運営を東浦町老人クラブ連合会に委託します。 【企画内容】高齢者教室内容の企画、立案、実施 【全体の流れ】 1 高齢者運営委員会と委託契約を締結 2 年度初めに高齢者運営委員会を開催し、予算、実施計画等について説明 3 各地区ごとに教室の企画、立案、講師依頼を行い教室を開催（6月～10月） 4 終了後 報告書提出 【平成29年度実施内容】 実績：各地区（全6地区）年5、6回実施 所要時間：1回2時間程度 場所：各地区コミュニティセンター（藤江地区のみ公民館） 対象年齢：60歳以上 募集方法：各地区ごとに回覧で募集 委託料の使途：講師料、雑費等 その他：社会見学を除く教室へ4回以上参加した方に終了証交付 延べ参加者数：2,795名		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	委託料 平成27年度：540千円（各地区90千円） 平成28年度：540千円（各地区90千円） 平成29年度：540千円（各地区90千円）		
9 特記事項	昭和48年に、60歳以上を対象とした高齢者教室を開始しました。平成18年度からそれまでの町による企画・運営形態から、高齢者教室運営委員会へ業務委託形態へ移行し、運営委員自ら企画運営を行っています。		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			1,500		1,500	対前年比(%)	1,500	対前年比(%)	1,500	対前年比(%)		
支 出	事 業 費	委託費	540		540	100.0%	540	100.0%	540	100.0%		
					0		0		0			
					0		0		0			
		その他			0		0		0			
		合 計	540		540	100.0%	540	100.0%	540	100.0%		
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。				すべて		一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。				高い		○ 普通		低い	
			③事業効果が高い。				高い		○ 普通		低い	
			④事業範囲・規模は妥当である。				○ 妥当		改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。				妥当		改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。				適切		○ 改善の余地あり			
12 評価の理由			② 生涯学習の一環として、高齢者に幅広い学習の機会を提供するためには、行政がある程度は関与しつつも高齢者の自発的な学習活動につなげることが望ましいと考えます。									
			③ 高齢者自身が企画・運営することによりニーズの把握ができ、充実した教室の開催が可能です。また高齢者の居場所づくりや生きがいがいづくりにも寄与していると考えます。しかし、学習機会の提供に留まっているため、学習成果の活用ができればさらなる事業効果が見込まれます。									
			④ 文化センター等で集約して講座を実施することも可能ですが、遠方の高齢者の参加が困難になったり、会場の規模に限度があるため、各地区単位での開催が適当であると考えます。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 業務委託をしているものの、行政が企画・運営の補助を行う場合もあるため、自立に向けた支援方法を考える必要があります。									
13 事業を		拡大した場合	多様化する高齢者のニーズに対応することができます。									
		縮小・廃止した場合	無料で気軽に参加できる高齢者の学習や社会参加の場が減ることにより、生きがいづくりや学習意欲の減退につながります。									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	19	担当課	生涯学習課
1 事業名	親子ふれあい事業		
2 総括評価 今後の課題	他の中学校区においても同様に活動を働き掛けていくとともに、東浦町子育て親育ちを考える会の認識を高め、町内全体のつながりを持ち、家庭教育及び地域教育の向上に繋げていきます。		
3 事業の背景	地域における人間関係の希薄化が地域の教育力の低下をもたらす一方、核家族化や少子化により、子育てのノウハウが若い世代に継承されにくくなり、家庭の教育力が低下していると指摘されています。		
4 事業の目的	「東浦町子育て親育ちを考える会」が自らの力で活動を企画し、体験をすることにより自立し、社会参加活動の推進を図ることを目的としています。		
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	教育基本法第10条、愛知県生涯学習推進計画		
6 関連事業	家庭教育推進事業		
7 具体的な 実施内容	東浦町子育て親育ちを考える会へ委託 【委託内容】 ①活動内容の企画・立案・実施 ②事業計画書作成 ③事業報告書の提出 【主なふれあい活動内容】 北部中学校：北中フェスタ、緒川小学校：サマーフェスタ、森岡小学校：モリモリフェスタ 三校合同 親子ふれあい事業：親子ふれあいツアー地引網 in 知多！！		
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	＜平成27年度＞ ＜平成28年度＞ ＜平成29年度＞	委託料 7万円 7万円 7万円	活動内容 北中フェスタ・文化の部 PTA講座、ドミノ倒し 親子ふれあい事業（三校合同）セントレア見学&陶芸教室 北中フェスタ、サマーフェスタ、モリモリフェスタ 親子ふれあい事業（三校合同）親子ふれあいツアー乳しぼり&バターづくり in 愛知牧場 北中フェスタ、サマーフェスタ、モリモリフェスタ 親子ふれあい事業（三校合同）親子ふれあいツアー地引網 in 知多！！
9 特記事項	—		

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			344		342	対前年比(%)	344	対前年比(%)	343	対前年比(%)		
支 出	事 業 費	委託費	70		70	100.0%	70	100.0%	70	100.0%		
					0		0		0			
					0		0		0			
		その他			0		0		0			
		合 計	70		70	100.0%	70	100.0%	70	100.0%		
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて		一部	○	いいえ		
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○	普通		低い		
			③事業効果が高い。			○	高い	普通		低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。			妥当	○	改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当		改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。			適切	○	改善の余地あり				
12 評価の理由			② 活動者が自立した活動を既に行っており、行政が活動自体に関与しなくても活動者主体で運営しています。しかし、活動を行っている方々のバックアップとして行政が委託料というかたちで関与しています。									
			③ 小学校区を越えた活動を行っており、活動者の地域の輪が広がるとともに、学校での学習活動に親や地域住民が参加することにより地域の教育力を高めることができます。									
			④ 現在、北部中学校区のみ事業委託しており、町内全体の活動の広がりが少ないため、各中学校区にこうした事業委託をすることで、町内全体の活動になり、さらなる地域の教育力を高めていける余地があります。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 委託形式により、自主的な活動を促し、活動者が目的意識を持って活動できるため、行政が担うよりは高い成果があげられていますが、行政からの委託料に頼らない運営方法や事業内容を会で模索していく余地もあります。									
13 事業を		拡大した場合	学校区をさらに越えた町内全体としての活動に広げられる可能性があります。									
		縮小・廃止した場合	委託料を減少・廃止することにより、活動に係る諸経費を捻出することが困難になり、活動の幅が減少するとともに、今までの地域・学校とのつながりが希薄化する可能性があると考えられます。									
14 事業の方向性			拡大		改善	○	現状維持		縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	20	担当課	生涯学習課		
1 事業名	成人式委託事業				
2 総括評価 今後の課題	成人式が事実上中学や高校の同窓会的な意味合いで捉えられるようになっていきます。会場では 久し振りに会った友人との談笑など盛り上がりを見せています。以前は主催する自治体首長などの 式辞に関心を示さず式典が騒がしくなることもありましたが、近年ではそのような行為等は 見受けられません。新成人が実行委員となって企画・運営することにより、行政ではできない魅力 ある式典の開催が可能となります。				
3 事業の背景	現行の成人式は、戦後の「成人祭」が起源とされ、儀式としては、「元服」から行われてきま した。この式典の企画運営を、行政から新成人に任せ、記憶に残り魅力的なものになるよう実施 してきました。 平成21年度から予算についても新成人に裁量を持たせた委託事業として実施しています。				
4 事業の目的	青少年健全育成を目的として、町内3中学校より推薦された新成人の代表者を集めた実行委員 会を組織します。この会に委託し事業を行うことで、各中学校区の地域間交流やリーダーの育成 を図ることを目的とします。				
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—				
6 関連事業	—				
7 具体的な 実施内容	成人式実行委員会に委託し、より新成人にとって魅力ある成人式の開催を目指します。 式典、スライドショーという構成で実施しました。スライドショーでは当時流行したものや校 区イベントの案内を流し、思い出深い成人式となりました。H23年度より実行委員も準備から 参加しており、自主性を育てる機会にもなっています。また、次年新成人にも前日の準備から当 日の運営まで関わりを持たせています。 開催日：平成30年1月7日 【全体の流れ】 1. 成人式実行委員の推薦依頼（町内各中学校に男女3名ずつ依頼） 2. 成人式実行委員会を開催し、成人式の運営方法や内容、式典後の校区イベントについて決 める。 3. 成人式式典及び中学校区ごとに校区イベントを開催 4. 反省会 5. 報告書の提出 【委託内容】 ①記念品の選定、製作（デザイン構成を含む） ②成人式に係る資料作成・案内はがき、式次第作成（デザイン構成） ③会場設営及び撤去・式典運営（会場内案内、式典受付、式典進行） ④中学校区イベントの企画・運営（予算は各中学校区ごとの卒業生徒数により振り分け） ⑤事業計画書の提出 ⑥事業報告書の提出				
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	平成27年度 平成28年度 平成29年度	対象者 572人 553人 589人	出席者 492人 469人 520人	出席率 86.0% 84.8% 88.3%	委託費 1,182,203円 1,182,385円 1,223,444円
9 特記事項	—				

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			1,705	1,704	対前年比(%)	1,746	対前年比(%)	1,863	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	委託費	1,182	1,182	100.0%	1,223	103.5%	1,340	109.6%			
					0		0		0			
					0		0		0			
		その他			0		0		0			
		合 計	1,182	1,182	100.0%	1,223	103.5%	1,340	109.6%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			高い	○ 普通		低い			
			③事業効果が高い。			○ 高い	普通		低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり					
			⑤受益者負担は妥当である。			妥当	改善の余地あり					
			⑥手法は適切である。			○ 適切	改善の余地あり					
12 評価の理由			② 伝統的な行事であること、青少年リーダー育成を目的としていることから行政関与は必要です。成人式実行委員会主体となるため、最低限の関与で良いと考えます。									
			③ 新成人が主体になり企画立案及び運営することで、青少年リーダー育成につながることで、また、新成人にとってより思い出深い魅力ある式典の開催が可能となります。									
			④ 委託費のうち3/4が会場使用料及び設営費等式典開催に必要な経費のため妥当です。									
			⑤ 受益者負担はありません。									
			⑥ 魅力ある式の開催には、行政ではなく新成人の主体で運営することが適切であると考えます。									
13 事業を		拡大した場合	拡大の可能性として、アトラクションや記念品の費用の拡大が考えられます。これにより出席率の増加が期待できますが、町の財政負担の拡大や運営に関わる人数の増加につながります。									
		縮小・廃止した場合	代替事業が検討できないため廃止は考えていませんが、費用のかからない式典内容を工夫したり第2部については協賛金を集う等の方法があります。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	21	担当課	生涯学習課																								
1 事業名	地区コミュニティセンター等管理事業																										
2 総括評価 今後の課題	法定点検以外の自主点検を実施し施設や設備を維持管理することにより、計画的な更新や修繕を行い、利用者の利便性向上や快適な学習環境を提供します。また、このことが施設等の長寿命化につながります。																										
3 事業の背景	各地区の生涯学習及びコミュニティの拠点として昭和44年から順次各地区に設置しています。 コミュニティセンターでの活動は、仲間とともに個人の趣味を楽しむだけでなく、学習の成果や個人の技能を活かすことにより、継続的に公民館活動への関心を深めることが必要です。																										
4 事業の目的	地区コミュニティセンター等の施設及び設備の機能を維持し利用者の利便性や快適性を損なわないように、法定点検や自主点検を実施、点検等の結果により適切な維持管理、修繕、更新を行います。																										
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	—																										
6 関連事業	地区コミュニティセンター等講座事業																										
7 具体的な 実施内容	<役務及び委託> <table><tr><td>草刈り、剪定等</td><td>334,100円</td></tr><tr><td>地区コミュニティセンター業務（夜間・休日）</td><td>10,725,387円</td></tr><tr><td>電気施設保守点検</td><td>89,344円</td></tr><tr><td>消防用設備保守点検</td><td>100,514円</td></tr><tr><td>空調設備保守点検</td><td>1,435,650円</td></tr><tr><td>館内清掃</td><td>486,000円</td></tr><tr><td>防犯警備</td><td>404,352円</td></tr><tr><td>定期調査</td><td>518,400円</td></tr></table> <工事> <table><tr><td>卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事</td><td>13,662,000円</td></tr><tr><td>卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事監理</td><td>453,600円</td></tr><tr><td>石浜コミュニティセンタートイレ改修工事設計</td><td>626,400円</td></tr><tr><td>石浜コミュニティセンターステージ増設工事</td><td>1,782,000円</td></tr></table> <利用実績>（6館合計） 利用件数 8,077件 利用者数 109,916名			草刈り、剪定等	334,100円	地区コミュニティセンター業務（夜間・休日）	10,725,387円	電気施設保守点検	89,344円	消防用設備保守点検	100,514円	空調設備保守点検	1,435,650円	館内清掃	486,000円	防犯警備	404,352円	定期調査	518,400円	卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事	13,662,000円	卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事監理	453,600円	石浜コミュニティセンタートイレ改修工事設計	626,400円	石浜コミュニティセンターステージ増設工事	1,782,000円
草刈り、剪定等	334,100円																										
地区コミュニティセンター業務（夜間・休日）	10,725,387円																										
電気施設保守点検	89,344円																										
消防用設備保守点検	100,514円																										
空調設備保守点検	1,435,650円																										
館内清掃	486,000円																										
防犯警備	404,352円																										
定期調査	518,400円																										
卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事	13,662,000円																										
卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事監理	453,600円																										
石浜コミュニティセンタートイレ改修工事設計	626,400円																										
石浜コミュニティセンターステージ増設工事	1,782,000円																										
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	（H27～H29） 草刈り・剪定等、地区コミュニティセンター業務（夜間・休日）、電気施設保守点検、消防用設備保守点検、空調設備保守点検、館内清掃、防犯警備 （H29） 定期調査 <工事> （H27）卯ノ里コミュニティセンター外壁改修工事 緒川コミュニティセンター玄関ドア改修工事 各施設窓ガラス飛散防止フィルム貼工事 （H28）森岡コミュニティセンター駐車場兼広場改修工事 緒川コミュニティセンター窓ガラス飛散防止フィルム貼工事 卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事設計 生路コミュニティセンタートイレ改修工事及び監理 （H29）卯ノ里コミュニティセンター屋根防水改修工事及び監理 石浜コミュニティセンタートイレ改修工事設計 石浜コミュニティセンターステージ増設工事																										
9 特記事項	—																										

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算				
			54,386		57,333	対前年比(%)	59,509	対前年比(%)	63,666	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	需用費	11,383		12,720	111.7%	13,608	107.0%	9,887	72.7%			
		委託料	13,002		12,935	99.5%	14,288	110.5%	16,572	116.0%			
		工事費	12,808		15,708	122.6%	15,444	98.3%	20,780	134.6%			
		その他	6,587		6,497	98.6%	6,620	101.9%	6,772	102.3%			
		合 計	43,780		47,860	109.3%	49,960	104.4%	54,011	108.1%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。				すべて	○	一部	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。				○	高い		普通	低い		
			③事業効果が高い。				○	高い		普通	低い		
			④事業範囲・規模は妥当である。				○	妥当		改善の余地あり			
			⑤受益者負担は妥当である。				○	妥当		改善の余地あり			
			⑥手法は適切である。				○	適切		改善の余地あり			
12 評価の理由			② 施設や設備の維持管理は設置者の責任で行う必要があります。										
			③ 生涯学習を推進するための拠点として、利便性や快適性を保つことができます。										
			④ 点検等行うことにより、計画的、経済的に修繕、改修を行うことができ妥当です。										
			⑤ 施設の利用者から使用料をいただいています。										
			⑥ 法定点検や主要な設備においては、専門的知識や技術を持つ者に委託し、その後は職員による日常点検としています。										
13 事業を		拡大した場合	施設や設備を、より詳細に点検することができます。また、定期的な修繕を行うことでより長い期間使用することができます。										
		縮小・廃止した場合	適切に施設の維持管理することができなくなり、老朽化を進行させる、突然故障するなど一時的に多額の経費を必要とする可能性があります。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止		

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	22	担当課	生涯学習課																												
1 事業名	地区コミュニティセンター講座事業																														
2 総括評価 今後の課題	住民のみなさんのニーズを把握し、地域・世代間の連携・交流を促す講座など内容を選び抜き、特色のある講座を開講しています。また、周知方法やキャッチコピー等住民のみなさんが興味を示す広報活動を行います。																														
3 事業の背景	住民のみなさんから各地区での講座開催の要望があり、森岡、緒川コミュニティセンター（旧公民館）に職員が配置されたのを機に講座を企画し開催してきました。																														
4 事業の目的	地区コミュニティセンター等で、住民のみなさんのニーズに応じた各種教室・講座を開催し、地区の文化活動の拠点とすることを目的とします。																														
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第20・22条、教育基本法第3条、教育基本法第12条、愛知県生涯学習推進計画 東浦町生涯学習推進計画																														
6 関連事業	郷土資料館講座事業 文化センター講座事業																														
7 具体的な 実施内容	誰もが気軽に学習できる講座や教室を計画・実施し、地域の活性化を目指しています。また、一部の講座では、終了後に同好会を立ち上げ、自主活動に移行するグループも発足しています。 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4（子どもは1/2）を定員で除した額 【対象者】 東浦町に在住、在勤の方 <table> <tr> <th>＜平成29年度実施状況＞</th><th>講座数</th><th>開催回数</th><th>受講者数</th></tr> <tr> <td>森岡コミュニティセンター</td><td>4講座</td><td>17回</td><td>64人</td></tr> <tr> <td>緒川コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>20回</td><td>60人</td></tr> <tr> <td>卯ノ里コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>17回</td><td>67人</td></tr> <tr> <td>石浜コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>17回</td><td>66人</td></tr> <tr> <td>生路コミュニティセンター</td><td>5講座</td><td>13回</td><td>79人</td></tr> <tr> <td>藤江公民館</td><td>5講座</td><td>15回</td><td>78人</td></tr> </table>			＜平成29年度実施状況＞	講座数	開催回数	受講者数	森岡コミュニティセンター	4講座	17回	64人	緒川コミュニティセンター	5講座	20回	60人	卯ノ里コミュニティセンター	5講座	17回	67人	石浜コミュニティセンター	5講座	17回	66人	生路コミュニティセンター	5講座	13回	79人	藤江公民館	5講座	15回	78人
＜平成29年度実施状況＞	講座数	開催回数	受講者数																												
森岡コミュニティセンター	4講座	17回	64人																												
緒川コミュニティセンター	5講座	20回	60人																												
卯ノ里コミュニティセンター	5講座	17回	67人																												
石浜コミュニティセンター	5講座	17回	66人																												
生路コミュニティセンター	5講座	13回	79人																												
藤江公民館	5講座	15回	78人																												
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	講座数	開催回数	受講者数																												
H27年度	30講座	117回	489人																												
H28年度	30講座	106回	413人																												
H29年度	29講座	99回	414人																												
9 特記事項	—																														

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			2,111	2,375	対前年比(%)	2,307	対前年比(%)	2,196	対前年比(%)			
支 出	事 業 費	その他	835	812	97.2%	756	93.1%	620	82.0%			
					0		0		0			
					0		0		0			
					0		0		0			
		合 計	835	812	97.2%	756	93.1%	620	82.0%			
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ			
			②行政関与の必要性が高い。			○	高い	普通	低い			
			③事業効果が高い。				高い	○ 普通	低い			
			④事業範囲・規模は妥当である。				妥当	○ 改善の余地あり				
			⑤受益者負担は妥当である。			○	妥当	改善の余地あり				
			⑥手法は適切である。				適切	○ 改善の余地あり				
12 評価の理由			社会教育法第20条で公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。									
			③ 学習機会を広く一般に提供している事業であり、一部の講座では、終了後に同好会へ移行し、自主的に活動を継続しています。									
			④ 民間事業者と競合する趣味的講座は抑制し、地域の連携や交流を促進するような地域密着型の講座を開催する必要があります。									
			⑤ 受講料は受講者が講師料の3/4（子どもは1/2）を負担しているため妥当です。（教材費は実費負担）									
			⑥ マイプロデュース講座を推奨し、地域による地域のための講座開催を推進します。									
13 事業を		拡大した場合	講座を増やすことにより、住民の選択の幅は広がり、さまざまなニーズに応じた学習機会を提供することができますが、講座による施設利用が増加し一般利用者の利用に支障が出る恐れがあります。									
		縮小・廃止した場合	講座自体文化センターでの開催に限定し、地区コミュニティセンターは講座終了後の同好会活動場所としての役割を果たすことにより、地域の活性化に貢献できますが身近で手軽に学習する機会が減少します。									
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	23	担当課	生涯学習課																								
1 事業名	文化センター講座事業																										
2 総括評価 今後の課題	子ども向けの講座は人気がありますが、大人向けの講座では定員の半分に満たず、開催できない講座もありました。 住民のみなさんのニーズを把握し、地域・世代間の連携・交流を促す講座など内容を選び抜き、特色のある講座を開講しています。アンケートを取ることで、新規講座の開設や既存講座の改善に繋がっています。また、周知方法やキャッチコピー等、住民のみなさんが興味を示す広報活動を行います。																										
3 事業の背景	東浦高等学院で、趣味的講座等を織物工場の若い従業員に行っていましたが、町民からも要望があり、はなのき会館で様々な教室を開催していました。また、文化センターでは、専門的講座を開催してきました。																										
4 事業の目的	住民のみなさんのニーズに応じた教室、講座等を企画し学習機会を提供します。 趣味を持って心豊かに生きるためのきっかけづくりと、教室・講座終了後の活動の継続支援など、住民の自主的な学習活動を支援します。																										
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第20・22条、教育基本法第3条、教育基本法第12条、愛知県生涯学習推進計画 東浦町生涯学習推進計画																										
6 関連事業	郷土資料館講座事業 地区コミュニティセンター講座事業																										
7 具体的な 実施内容	【講座の分野】 ・子供向け、託児付、青少年、料理、その他一般（団塊世代、男性向け等）講座 ・マイスタディー講座（学びたい人が自ら企画・運営） ・マイプロデュース講座（教えたい人が自ら企画・運営） 【活動の場の提供】 ・ボランティア講師の募集を行い、地域で活動する場を広げています。 ・講座修了後にサークルを立上げ自主活動に移行を推進しています。 ・子どもの自立心を養うため、新たに社会の仕組みを学ぶ「こどものまち」を開催しました。 子どもたち自身が住民となり、遊びを通してまちづくりを体験します。 【周知方法】 広報ひがしうら、町ホームページ 【受講料】 講師料の3/4（子どもは1/2）を定員で除した額 【対象者】 東浦町に在住、在勤の方																										
8 事業実績 (27年度～ 29年度)	<table><thead><tr><th></th><th>講座数</th><th>開催回数</th><th>受講者数</th><th>マイプロデュース講座</th><th>マイスタディー講座</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27年度</td><td>46講座</td><td>151回</td><td>767人</td><td>5講座 16回 受講料 49人</td><td>1講座 4回 19人</td></tr><tr><td>H28年度</td><td>38講座</td><td>105回</td><td>760人</td><td>2講座 4回 受講者 28人</td><td>なし</td></tr><tr><td>H29年度</td><td>37講座</td><td>108回</td><td>653人</td><td>3講座 11回 受講者 23人</td><td>なし</td></tr></tbody></table> 【こどものまち】 開催日：H27年12月12日・13日 参加者：342人（1日目160人、2日目182人） スタッフ：子ども55人、大人6人 開催日：H28年12月10日・11日 参加者：317人（1日目160人、2日目157人） スタッフ：子ども32人、大人7人 開催日：H29年12月9日・10日 参加者：290人（1日目151人、2日目139人） スタッフ：子ども35人、大人9人				講座数	開催回数	受講者数	マイプロデュース講座	マイスタディー講座	H27年度	46講座	151回	767人	5講座 16回 受講料 49人	1講座 4回 19人	H28年度	38講座	105回	760人	2講座 4回 受講者 28人	なし	H29年度	37講座	108回	653人	3講座 11回 受講者 23人	なし
	講座数	開催回数	受講者数	マイプロデュース講座	マイスタディー講座																						
H27年度	46講座	151回	767人	5講座 16回 受講料 49人	1講座 4回 19人																						
H28年度	38講座	105回	760人	2講座 4回 受講者 28人	なし																						
H29年度	37講座	108回	653人	3講座 11回 受講者 23人	なし																						
9 特記事項	—																										

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算			
			4,623		4,756	対前年比(%)	4,349	対前年比(%)	5,157	対前年比(%)		
支 出	事 業 費	役務費	31		50	161.3%	31	62.0%	31	100.0%		
		需用費	193		233	120.7%	227	97.4%	318	140.1%		
		その他	1,323		1,398	105.7%	995	71.2%	1,724	173.3%		
					0		0		0			
		合 計	1,547		1,681	108.7%	1,253	74.5%	2,073	165.4%		
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。				すべて		一部	○	いいえ	
			②行政関与の必要性が高い。				○	高い		普通		低い
			③事業効果が高い。					高い	○	普通		低い
			④事業範囲・規模は妥当である。					妥当	○	改善の余地あり		
			⑤受益者負担は妥当である。				○	妥当		改善の余地あり		
			⑥手法は適切である。					適切	○	改善の余地あり		
12 評価の理由			社会教育法第20条で公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。									
			③文化センター事業の一つとして、学習機会を広く一般に提供している事業です。毎年新規講座を開拓しています。									
			④趣味的な講座は、民間事業者と競合するため、公民館は啓発的な講座や地域・世代間の連携・交流を促す講座などの教育的意図の高い講座の検討をする必要があります。定員に満たない講座については見直す必要があります。									
			⑤受講料は受講者が講師料の3/4（子どもは1/2）負担しているため妥当です。（教材費は実費負担）									
			⑥幅広い世代や多様化する住民のみなさんのニーズにあった講座を計画します。									
			13 事業を			拡大した場合		講座の種類を増やすことで、住民の選択の幅が広がり、希望に合った講座の受講機会は増えますが、事務量の増加及び町の財政負担が大きくなります。				
縮小・廃止した場合		講座の内容を見直し趣味的な講座を減らし、地域の住民に根ざした事業に重点を置くことにより、地域の輪をつくる事業を推進する事が出来ます。しかし事業を廃止した場合、地域住民の様々な学習機会や生きがいを感じる場の提供がなくなり、学習活動をとおして地域での暮らしを豊かにする機会が減少します。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止	

平成30年度東浦町教育委員会事務点検・評価表（評価対象年度：平成29年度）

事業番号	24	担当課	生涯学習課												
1 事業名	落語を楽しむ会（文化振興事業）														
2 総括評価 今後の課題	伝統文化事業に触れる機会の提供として当事業を開催しています。真打となった三遊亭とん馬氏始め3名とH21年度から石浜出身の立川平林氏加わり出演者は4名となりました。毎年200名を超える参加があり、楽しみにしている方も大勢いるため、今後も実行委員に委託し実施したいと考えています。														
3 事業の背景	文化センター事業として、貸館だけでなく、コンサート、講演会なども行いたいとの機運が高まってきました。教育長を含め検討をした結果、半田市出身の落語家がいることを知り、半田高校で三遊亭とん馬氏同窓の方が実行委員を立上げ「東浦寄席」が始まりました。														
4 事業の目的	日本に伝わる伝統芸能を企画提供することで、地域住民の文化の向上を図ります。 隣接市及び地元出身の落語家による寄席を開き、伝統芸能を身近に触れ、その良さを知っていただくとともに、落語家として活躍する地元出身者とのふれあいの機会として実施しています。														
5 関係法令 国等補助制度 関連計画	社会教育法第2条														
6 関連事業	—														
7 具体的な 実施内容	落語を楽しむ会実行委員会への委託事業として開催します。 【実施内容】 実行委員：10名（三遊亭とん馬氏の同窓生7名、事務局3名） 日 時：平成29年12月23日（土） 午後2時から 場 所：文化センター ホール 委 託 料：335千円 入 場 料：前売券1,000円 当日券1,200円 チケット販売枚数：312枚 出演者：三遊亭とん馬、立川平林、ぴろき、三遊亭あら馬 【委託内容】 ①企画・立案・運営 ②事業計画書の提出 ③事業報告書の提出														
8 事業実績 （27年度～ 29年度）	<table><tr><td></td><td>委託料</td><td>入場者</td></tr><tr><td>H27年度</td><td>335千円</td><td>229名</td></tr><tr><td>H28年度</td><td>335千円</td><td>234名</td></tr><tr><td>H29年度</td><td>335千円</td><td>297名</td></tr></table>				委託料	入場者	H27年度	335千円	229名	H28年度	335千円	234名	H29年度	335千円	297名
	委託料	入場者													
H27年度	335千円	229名													
H28年度	335千円	234名													
H29年度	335千円	297名													
9 特記事項	—														

10 総事業費(千円)			27年度決算		28年度決算		29年度決算		30年度予算				
			906	903	対前年比(%)	907	対前年比(%)	905	対前年比(%)				
支 出	事業費	委託料	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%				
					0	0		0					
					0	0		0					
		その他			0	0		0					
		合 計	335	335	100.0%	335	100.0%	335	100.0%				
11 事業の評価			①法により市町村義務と定められている。			すべて	一部	○	いいえ				
			②行政関与の必要性が高い。			○ 高い	普通		低い				
			③事業効果が高い。			高い	○ 普通		低い				
			④事業範囲・規模は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり						
			⑤受益者負担は妥当である。			○ 妥当	改善の余地あり						
			⑥手法は適切である。			○ 適切	改善の余地あり						
12 評価の理由			② 社会教育法第2条において、社会教育の定義として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（レクリエーションを含む）を言うことから行政関与が必要と考えます。										
			③ 参加者の年齢層が高い傾向にありますが、毎年200名を超える参加があり、楽しみにしている方がいます。										
			④ 半田市出身の三遊亭とん馬氏の高校の同級生が実行委員となり企画運営しており、東浦町出身の瀬家平林氏も出演していただき、事業範囲、規模は妥当と考えます。										
			⑤ 出演料や諸経費から考えると、受益者負担は妥当であると考えます。										
			⑥ 地域住民のみなさんを主体とした地域文化の向上を目的としているので、実行委員会による運営は適切であると考えます。										
13 事業を		拡大した場合	著名な方への出演依頼が可能となり、参加者の増加が期待できます。										
		縮小・廃止した場合	地域で古典芸術鑑賞をする機会がなくなり、地域の文化向上につながりません。										
14 事業の方向性			拡大		改善		現状維持	○	縮小		廃止		